

こんな場合は契約を取り消すことができます

○クーリング・オフできる条件が整っている場合

訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間無条件で解約できます。



○事業者の不適切な勧誘によって、消費者が誤認・困惑して契約した場合

事業者が重要なことについて事実でないことを言った場合【不実告知】



「事故車でありません」と説明されて買った中古車が、実は事故車だった。

事業者が不確実なことを断定的に言った場合【断定的判断】



「絶対にすぐに値上がりする」と言われて金融商品を買ったが、大きく値下がりして損をした。

消費者に有利なことだけ言って、不利益なことを故意に言わなかった場合

【不利益事実の不告知】



「日当たり良好」と言われて、家を購入したが、1年後に隣に高層マンションが建った。契約時に業者は建設計画を知っていたが説明しなかった。

「帰って欲しい」と言ったのに、事業者が帰らなかった場合

【不退去】



訪問販売業者に「いらないから帰ってくれ」と言ったのに、深夜まで居座られ、仕方なく契約してしまった。

(勧誘場所から「帰りたい」と言ったのに、事業者が帰らせて)
(くれなかつた場合 (監禁) も同様に取り消しができます。)

○未成年者が法定代理人の同意を得ないで契約した場合

○契約する際にだまされたり(詐欺)、脅されたり(強迫)して契約した場合